

## 謹賀新年

本年も商工会活動に対しまして  
一層のご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

商工業者を取り巻く環境は、最低賃金の上昇や人手不足などにより、厳しい状況が続いますが、事業者の皆さまにとって希望に溢れる一年となりますようご祈念申し上げます。

私ども商工会では、地域の商工業者を支える「最も身近な経営相談所」として、公的融資制度の推薦や決算申告支援、販路開拓に繋がる補助金申請支援、経営力強化のための各種セミナーの開催や専門家派遣事業などを通じて様々な角度から皆さまのお役に立てるよう支援を行ってまいります。

お困りごとや心配ごとなどありましたら、お気軽に商工会にご相談下さい。

## 創業者セミナー

### ■創業者セミナー 受講者募集

・下呂市にある5商工会は共同で創業者セミナーを開催します。創業をお考えの方だけでなく、会社で新しいビジネスを立ち上げようとしている方や、事業後継者で経営の基本を学びなおしたい方にも受講していただけます。

日 程：1月17日から2月7日までの毎週土曜日（全4回）

時 間：各回 13時30分から16時45分（受付：13時より）

場 所：下呂市民会館 3階研修室

参加費：無料

申 込：右記 QR コードまたは、

お電話にてお申込み下さい（tel：62-2176）



### スケジュール

回数	日時	内容
第1回	1月17日（土）13:30～16:45	創業とは
第2回	1月24日（土）13:30～16:45	創業時に知っておきたい「数字」の基礎
第3回	1月31日（土）13:30～16:30	創業時に知っておきたい「人材」の基礎
第4回	2月 7日（土）13:30～16:45	創業時に知っておきたい「販路開拓」の基礎

## 税務相談会

### ■ 無料税務相談会 開催のお知らせ

- 税理士による税務相談会を下記の日程で開催します。ぜひこの機会に所得税や消費税、相続税などについて、ご相談下さい。

税理士：税理士法人アルカディア 古田喜久雄 氏

日 程：3月5日（木）、3月13日（金）

時 間：13時から16時（両日とも）

場 所：小坂町商工会（小坂振興事務所内）

参加費：無料

持ち物：確定申告書や決算書など相談したい内容に関する書類

お申込みは、小坂町商工会（tel：62-2176）まで



## 確定申告

### ■ 所得税および消費税の確定申告について

- 当会での確定申告支援について

税理士による代理送信（e-Taxによる送信）を3月5日と13日に実施します。商工会では、代理送信前に決算書および確定申告書の内容確認を行っています。お早めにお越しいただきますようご協力をお願いいたします。

※令和7年度税制改正により、19歳から22歳の特定扶養親族を対象とした特定親族特別控除の創設が行われました。アルバイトなどの収入が多く、これまで扶養にならなかった方も、控除額が拡大されたことで、扶養にできる可能性があります。詳しくは商工会までご相談下さい。

- 個人事業主の所得税および消費税の確定申告期限は、下記の通りです。

【個人事業主 所得税および消費税確定申告期限】

所得税および復興特別所得税 3月16日（月）

消費税および地方消費税 3月31日（火）

## 記帳支援

### ■ 記帳でお困りの方、商工会が支援します

- 商工会では事業者の皆さんに代わって記帳を代行する記帳代行支援を行っています。帳簿の付け方から決算まで丁寧にサポートしますので、帳簿でお困りの方、一度商工会にご相談下さい。

## マル経融資

### ■ 【国金】小規模事業者経営改善資金融資制度

- ・商工会には、「商工会の審査・推薦」によって、無担保、無保証人で日本政策金融公庫から融資を受けることができる国の融資制度があります。

(対象事業者) 同一商工会の地区内で事業を行っている小規模事業者

(貸付限度額) **2,000 万円以内** (設備資金・運転資金)

(固定金利) **2.3%** (令和8年1月5日現在)

(返済期限) **10年以内** (据置期間2年以内)

- 下呂市の利子補給制度を利用して返済開始日から  
**12ヶ月間の利子額が全額補助**されます。

気になった方は、お気軽にご相談下さい 小坂町商工会 (tel : 62-2176)

## 共済制度

### ■ 経営者の退職金 小規模企業共済はご存じですか？

- ・備えてあんしん ゆとりある未来

小規模企業共済は、国がつくった経営者のための退職金制度です。昭和40年に発足して以来、順調に普及し在籍者数は166万人（令和5年度末現在）と多くの経営者の方に支持されている実績のある制度です。

#### Point 1 経営者の退職金

事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。満期や満額はなく、廃業や退職時に受取り可能です。

#### Point 2 掛金全額所得控除

掛金全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除することができます。

(加入対象者) 小規模企業の個人事業主、共同経営者、会社等役員 (条件有)

※小規模企業は、業種と従業員数によって判定します。

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業 (宿泊・娯楽業を除く)	5人以下
サービス業の内、宿泊業・娯楽業 製造業、その他	20人以下

(掛金額) 月額1,000円から70,000円の範囲内 (500円単位)

※加入後もいつでも変更可能です。

(その他) 受給権は差し押さえ禁止なので、将来の安心を守れます。

## 下呂市補助金

### ■求人活動に係る補助金を活用してみませんか？

・下呂市では、人手不足にお困りの事業者を支援するため、求人活動に取り組む事業者に対し、補助金が交付されます。

(補助対象経費) ①求人情報誌や就職情報サイトへの掲載料

※複数年利用の場合は、利用開始年度に係る分のみ対象

②合同企業説明会や就職説明会など就職フェア出展料や  
出展に係る展示装飾費、資料製作費

※資料製作費は出展時に配布する分が対象

(補助率) 1/2 以内 (1000円未満切捨て)

(補助上限額) 15万円

※掲載前、出展前など補助対象事業開始前に申請が必要です。

お申込み、お問合せは下呂市役所商工課 (tel: 24-2638)

## 事業承継

### ■事業承継 まだ先だと思っていませんか？

#### 【相談無料、秘密厳守】

事業承継は一朝一夕にはいきません。後継者を育成する時間を考えると、少しでも早く取り掛かることが重要です。気になる方は商工会にご相談下さい。

こんなお悩みはありませんか？

- 事業を子供や従業員に継がせたいが、どうしたらよいか分からぬ
- 事業承継の具体的な手順を教えて欲しい
- 後継者がいないので事業を他に譲りたいが、どうしたらよいか分からぬ

後継者への承継では、資産や株式の承継といった税務対策、承継後も事業継続できる経営への改善など、事業承継に向けて必要となる多様な取り組みをまとめた事業承継計画の作成サポートを行っています。

後継者不在の場合は、岐阜県事業引継支援センター、あとつきデータベースなどを利用して後継者探しから実際の承継手続きまでを伴走サポートしています。

まずは、相談だけしてみませんか？

\*補助金や専門家派遣、経営に関するお悩みは

お気軽に商工会までお問い合わせください。

小坂町商工会 電話: 0576-62-2176 FAX: 0576-62-3916



©OSAKASHOKOKAI